

富士吉田市ふるさと納税プロモーション支援業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要項

令和5年1月

富士吉田市

1 委託業務の概要

(1) 業務名

富士吉田市ふるさと納税プロモーション支援業務委託

(2) 業務の目的

全国的にふるさと納税の認知度が高まり、各自治体間の激しい競争の中、他の自治体との差別化を図り、今後も、安定したふるさと納税業務を行っていくための、プロモーション支援業務を委託するものです。

また、返礼品を送って終わる関係ではなく、継続したつながりを確保し、本市に来訪いただける取組を進めることで、交流人口の増加とともに定住人口の増加につなげる取組の支援についても委託するものです。

(3) 業務内容

仕様書のとおりとする。

(4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間

令和5年4月1日 から 令和6年3月31日

(6) 提案業務限度価格

19,000,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

2 参加条件

- (1) 富士吉田市入札参加資格者名簿に登載され、当該契約案件に対応する種目について登録が認められた者であること。（ただし、現状入札参加資格がない者についても令和5年4月1日からの入札資格を取得するよう手続きを進め、登録予定となる者を含む。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 富士吉田市の指名停止処分の期間中でないこと。
- (4) 営業停止処分は受けていないこと。
- (5) 申請提出期限の日又は指名通知の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りは出していないこと。（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から2年を経過していることを含む。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立はしていないこと。
- (7) 富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人でないこと。
- (8) 富士吉田市に納税義務がある参加者の場合にあつては、市税等の滞納がないこと。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触していないこと。
- (10) 令和5・6年度富士吉田市への入札参加登録申請を山梨県市町村総合事務組合へ完了している者。

3 提出書類の部数および提出期限

(1) プロポーザル参加申請書

- 1) 提出書類 様式集 第1号様式
- 2) 提出部数 1部
- 3) 提出期間 令和5年1月16(月)～1月24日(火)午後5時まで(必着)
- 4) 提出場所 富士吉田市役所 ふるさと納税推進室
- 5) 提出方法 持参・郵送・メールで提出してください。
- 6) その他 期限までに提出されない場合及び虚偽の記載が認められた場合には、参加申請書は無効とする。

(2) 質問・質問回答書

- 1) 提出書類 様式集 第2号様式
- 2) 受付期間 令和5年1月16(月)～1月24日(火)午後5時まで(必着)
- 3) 提出方法 メール(furusato@city.fujiyoshida.lg.jp)に質問・質問回答書を添付して提出すること。
- 4) 回答方法 質問に対する回答は、当該質問者に対して回答するとともに、全体に周知する必要がある項目については全員に質疑者名を伏せたうえで、メールで回答します。

(3) 企画提案書

- 1) 提出書類 様式集 第3号様式
- 2) 提出部数 提出部数は7部(正本1部、副本6部)とします。
事業者名は1部のみ記載し、残りの6部については事業者名を記載しないこと。
- 3) 提出期間 令和5年2月3日(金)～2月28日(火)午後5時まで(必着)
- 4) 提出場所 富士吉田市役所 ふるさと納税推進室
- 5) 提出方法 持参・郵送にて提出してください。
- 6) その他 期限までに企画提案書が提出されない場合、辞退したものとみなします。

(4) 見積書

- 提出部数 1部
企画提案書と一緒に提出するものとします。書式は自由とします。

4 プロポーザルの実施方法

(1) 評価委員会

プロポーザルにおける最終候補者を選定するため評価委員会を設置します。

(2) 評価方法

評価委員会は、参加事業者から提出された企画提案書等を評価基準の各項目につき評価および採点を行い、総合的に評価し評価基準総合点が、最も高い参加事業者を最終候補者として選定します。

なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、評価委員会での協議により総合的に判断し、最も評価点が高い者の中から最終候補者を選定します。

また、参加者が1者のみの場合であっても、評価委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

(3) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査します。

- 1) ふるさと納税制度の理念や趣旨の理解
- 2) 業務内容を理解した上での提案
- 3) 業務に対する経費

(4) 評価委員会（企画提案のプレゼンテーション）

- 1) 開催日 令和5年3月中旬（後日お知らせします）
- 2) 場 所 富士吉田市役所（後日お知らせします）
- 3) 提案者 プレゼンテーション時の説明者は、3名までとします。
- 4) その他

ア) プレゼンテーションの時間は、発表・質疑を含めて概ね20分間とします。

イ) プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、事前にご連絡ください。

ウ) 当日のプレゼンテーションの日時を変更する場合は後日連絡します。

(5) 日程

- 1) プロポーザル参加申請書提出期限・質問締切日
令和5年1月24日(火)午後5時まで（必着）
- 2) 最終質問回答日 令和5年1月27日（金）
- 3) 企画提案書提出締切日 令和5年2月28日（火）午後5時まで（必着）
- 4) 評価委員会の開催 令和5年3月中旬（後日お知らせします）
- 5) 結果通知 令和5年3月下旬（後日お知らせします） 予定

(6) その他

1) 企画提案書の費用

企画提案書の作成及び提出等に係る費用は貴社の負担とします。

2) 無効となる企画提案書

- ① 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 企画提案書等作成要領に指定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

5 審査結果の通知

(1) 審査結果通知日 令和5年3月下旬（後日お知らせします） 予定

(2) 通知方法

最終候補者に決定した参加事業者に特定通知書で通知します。（様式8）

また、最終候補者に選定されなかった参加事業者に非特定通知書で通知します。

6 契約締結

(1) 契約締結日 令和5年4月1日（土） 予定

(2) その他

富士吉田市役所は、最終候補者に決定した事業者と契約金額等の契約条件について協議の

上、業務委託契約を締結します。

なお、業務委託契約の条件については、企画提案書等の内容を基本として双方の協議により定めるものとします。

また、順位第1位の最終候補者との協議が成立しなかった場合は、順位第2位以下の候補者と順次協議を行うこととします。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があります。

7 企画提案書の取扱い

(1) 取扱い

- 1) 提出された企画提案書は、最終候補者を特定する以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- 2) 提出された企画提案書は、公正性、透明性を期すために、「富士吉田市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- 3) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- 4) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- 5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがあります。
- 6) 企画提案書の作成のために本市において貸与された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- 7) 企画提案書は候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- 8) 企画提案書の提出は、1案のみとします。
- 9) 選定された企画提案書を提出した応募者とは、後日、特定された企画提案書に基づき、業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- 10) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続期間中に、入札参加停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。
- 11) 提出された書類は返却しません。

8 提出書類に係る留意事項

提出された企画提案書等は、提出期限までは自由に変更が出来るものとします。変更する場合は、提出されている書類を一旦持ち帰り、改めて変更された書類を提出するものとします。

提出期限については、理由を問わず延長は一切行わないものとします。

9 問い合わせ先

〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6丁目1番1号

富士吉田市役所 ふるさと納税推進室 小林 宏美

電話 0555-22-1111 内線 781